

身体拘束等の適正化のための指針

-PRO-STEP 株式会社-

児童発達支援あいほっふ

児童発達支援あいすてっふ

契約書に定める内容

第2条 5 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又はその他利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

根拠となる法律

児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

児童虐待防止法

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をする事が原則である。例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う事があります。

1. 切迫性 : 生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高い場合
2. 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替方が無い場合
3. 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合

※身体拘束を行う場合には、上記3つの要件を満たす事が必要である

身体拘束の適正化のための職員研修に関する基本方針

処遇に携わる全ての職員に対し、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

1. 職員研修（年1回以上）の実施
2. 新任者に対する研修の実施
3. 身体拘束の適正化を検討する委員会の定期的な実施

身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

やむを得ず身体拘束を行う場合、利用者本人又はその他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手中に従って実施します。

（1）委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、1. 切迫性 2. 非代替性 3. 一時性の三要件の全てを満たしているかどうかについて評価・確認をする。

また、当該利用者の家族と連絡を取り、身体拘束実施以外の手立てを講じる事が出来るかどうか協議する。上記三要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束に

よる利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認をする。また、早期段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行う。

(2) 利用者本人や家族等に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られよう努める。個別支援計画に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人又は保護者に同意を得る。行動制限の同意書の説明をし、同意を得る。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と決定した内容と方向性・利用者の状態等を確認・説明し、同意を得た上で実施する。

(3) 記録

各事業所の児童発達管理責任者が、その態様及び時間・心身の状況・やむを得なかった理由等を記録し共有すると共に、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討する。また、実施した身体拘束の事例や分析結果について、処遇職員に周知する。尚、身体拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存する。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束の三要件該当から外れた場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告をする。

身体拘束適正化に向けた各職種の責務及び役割

身体拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行う事を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、事業所サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に議論して共通認識をもつ必要があります。

- ・他の利用者への影響を考えず、安易に身体拘束等を実施していないか
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合のみ身体拘束等が必要と判断しているのか（別の対策・手段はないのか）

指針の観覧について

当事業所の身体拘束等適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等

が自由に観覧できる様、当事業所のホームページに公表いたします。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。